平成２８年（フ）第１４０号
茨城県取手市井野台５―12―20　谷口ハイツ101号、住民票上の住所茨城県取手市新取手４丁目12番12―201号
債務者　竹川　清昭
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第１４３号
茨城県牛久市中央２丁目１番地10、前住所茨城県取手市取手２丁目３番13号
債務者　染谷　陽子
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第５６号
岐阜県可児市大森2815番地３
債務者　長江　美子
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２８年（フ）第４３９号
千葉県松戸市稔台７丁目27番地の８　シャンポール稔台302号
債務者　一之瀬明美
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第４９２号
千葉県松戸市八ケ崎４丁目43番地の15
債務者　稲川　敏幸
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第８５号
山口県宇部市大字東須恵940番地１アビリティ厚南302号
債務者　兼村　月男
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月17日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２８年（フ）第６５０号
神戸市中央区北野町３丁目７番13号　合和マンション201号
債務者　香山誠志こと　ＣＨＵＮＧ　ＳＵＮＧ　ＪＩ　鄭　　誠志
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６６６号
神戸市須磨区白川台５丁目57番地の５農住Ｂ―108号
債務者　山口　一馬
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６６９号
神戸市須磨区古川町１丁目１番１―405号
債務者　大國　智子
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６７９号
神戸市兵庫区御崎町２丁目16番25―453号
債務者　中筋　保子
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７１２号
神戸市兵庫区上沢通５丁目３番９―102号
債務者　前川知永子
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５０６号
兵庫県西宮市今津曙町12番６号
債務者　芝田　隆史
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２５９号
大分市大字皆春622番地の１（パレドール皆春103）
債務者　西山　政春
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月18日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１１１号
秋田市広面字家ノ下22番地１　セジュール北斗Ｂ202、前住所秋田市東通観音前２番１号東通グリーンコーポ201号
債務者　関　　麻衣（旧姓鎌田）
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８４号
神奈川県横須賀市長沢１丁目11番３号
債務者　亀井　基晴
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第２４７号
金沢市保古１丁目90番地　フロール205号、従前の住所金沢市八日市２丁目40番地４
債務者　江草　郁子
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第６１号
石川県小松市串茶屋町丙70番地４
債務者　岡本　昌平
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
金沢地方裁判所小松支部